

子育て支援施策取組事例

【市町村名】山中湖村

(平成15年4月1日現在)

| 人 口 | | 保 育 園 | | 幼 稚 園 | |
|--------|------------------|-------|------|-------|-----|
| 総人口 | 児童数(うち就学前児童数) | か所数 | 定員数 | か所数 | 定員数 |
| 5,944人 | 1,131人 (319人) | 2か所 | 260人 | 0か所 | |

<市町村の概況及び特色>

山中湖村は、山梨県の東部に位置し、日本一の富士山を背に、富士五湖の一つである山中湖の周囲に点在する人口約6千人の村です。標高千メートルの高地に位置しているため、特に夏は涼しく、避暑地として訪れる観光客や、別荘を有する人たち、スポーツを楽しむ学生たちで賑わい、夏の繁忙期には、定住人口が、3倍から4倍に膨れ上がります。

また関東近県から近いこともあり、日帰りの行楽地になっており、年間400万人の観光客を迎える観光を主な産業としている観光立村です。

<子育て支援施策の現状>

少子化、核家族、幼児虐待等、地域社会の養育機能の衰退が著しい現在、「子育て」を取り巻く状況は深刻さが増しています。

経験不足や母親がひとりで育児に責任を負ってしまうことによる育児不安や幼児虐待、特に保育園の入所前の親にとっては、育児仲間や相談相手が見つからない孤独な育児など、親が親になりにくく、子供が健全に育ちにくい緊迫した現状があります。

また、転入者に対して孤立させてしまうような、小さな村特有の傾向がみられます。

<子育て支援施策の課題、展望>

親子のふれあいや、親同士の交流できる場を提供していきます。

具体的には子育て中の親子を中心とした遊びの教室等の開催をし、参加した親同士の親睦や、育児不安の解消、子育てのネットワークづくりの促進、また子育て支援ボランティアの発掘育成等、育児支援体制の整備を図ります。

さらには、自治体の中でも、係や分野を越えて子育て支援施策を課題とした共有の事業の展開が課題とされています。

<取組事例（平成15年度）>

1. 「親と子の育児支援ネットワークづくり」推進事業

（目 的）

- ① 子育て中の親子（入園前の幼児）を対象とした遊び中心の交流の場を提供することにより、親子のふれあいや親同士の交流を深め、育児不安の解消や子育て支援ネットワークづくりを推進し、地域に根ざした育児支援体制を整備することを目的とする。

（内 容）

（1）事業内容（具体的に）

- ① 「母と子の遊びの教室」の開催（9月、10月 2回実施）

スキンシップを中心とした楽しい親子遊びの教室を実施する。

具体的には、子育て支援活動を行っているNPOの出前サービスを利用し、手作りおもちゃやアートバルーン用風船をつかった遊び等を親子で体験する。

また、県の実施した「家庭教育相談委員養成講座」の修了者2名の協力を得ながら、子育て支援に関心のあるボランティアを広報紙等で公募し、スタッフとして本教室への参加協力を促しながら、ボランティアの育成を行う。開催中は、村保健師による、育児相談コーナーで気軽に話がしやすいような雰囲気づくりを心がける。

参加した方達を対象にアンケートを実施し、そこから現状や今後の課題、要望等を把握した上で、ネットワーク化に向けて、指導していく。

- ② 「ベビーマッサージとお母さんのためのエアロビクス」（11月、12月 2回実施）

母子のコミュニケーションと健康のためのベビーマッサージ&エアロビクス教室を実施する。

具体的には、「こずえダンスカンパニー」のインストラクターを講師に、母親の子育て不安やストレス解消を目的としたメニューを組み立て、親子でできるフィットネスを体験させる。

このほか最近、子ども達の健全な発育に大きく関わっている事が指摘されている「食育」の必要性等を村管理栄養士の指導協力を得てパネルシアターを活用しながら認識してもらったり、「栄養なんでも相談や育児相談」コーナーを設置し、子どもの食生活などについての相談ができるようにする。

また、前記の教室と同様にボランティアの育成やアンケート調査とこれに基づく指導等は同様に行っていく。

- ③ 「つくってあそぼショー」の開催（16年3月下旬実施）

①や②で集団行動を体験した親子が総仕上げの一環として、またそこから発掘したボランティアもスタッフとして要請し、村のすべての子育て家庭を対象に、NHK教育テレビで実施している「つくってあそぼ」を開催する。具体的には、「環境問題」をテーマに身近な素材を使って自由に活発な造形活動を親子が展開できるよう、歌を歌ったり全員参加型のゲーム等で楽しめるような企画とする。

（2）事業費

2,400千円

子育て支援施策取組事例

【市町村名】 佐久市

(平成15年4月1日現在)

| 人 口 | | 保 育 所 | | 幼 稚 園 | |
|---------|---------------------|----------|------------|---------|----------|
| 総人口 | 児童数（うち就 学前児童数） | 箇所数 | 定員数 | 箇所数 | 定員数 |
| 67,858人 | 13,450人 (4,266人) | 16 箇所 | 1,785 人 | 3 箇所 | 730 人 |

<市町村の概要及び特色>

佐久市は、日本の中央に位置し、日本一長い千曲川（信濃川）の最も上流の都市で、美しい水、きれいな空気、そして豊かな緑と四方を浅間山、八ヶ岳連峰など雄大な山並みに抱かれた高原都市である。

交通網では上信越自動車道佐久ICを有し、平成9年には北陸新幹線佐久平駅も誕生し、交通の要所としてめざましい発展を遂げている。

また、佐久市は平成7年に発表された国勢調査で、男性平均寿命が78.4歳で全国の市の中で第1位、女性は83.7歳で第11位となっている。さらに長寿だけでなく、寝たきりや痴呆など介護を必要とする高齢者率も全国平均を下回っており、また一人当たりの老人医療費がここ数年続けて減少してきているなど、健康長寿日本一のまちとして全国から注目されてる。

<子育て支援策の現状>

佐久市では、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を市の重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や働きながら子育てをしている方への生活支援、また子どもたちの健全育成のため、市内10小学校区全てに児童館を設置したり、次代を担う子どもたちの未来への夢を育むための「子ども未来館」の運営など、88種類（別添1「佐久市子育て支援施策」）のメニューで事業を展開している。

佐久市の子育て支援施策を平成15年度の一般会計当初予算額でみると、88種類の事業費が20億2千6百万円余と予算額198億8千万円に対して1割を越えており、子育て支援事業の推進を図っている。

<子育て支援施策の課題、展望>

佐久市では、平成15年3月25日に「子育て支援都市（別添2）」を宣言した。これはこれまでの様々な子育て支援施策の取組みに加え、この宣言を契機として、さらに子育て支援の充実に努め、市民が未来に希望を持って、また安心して子どもを生み育てることができるよう優しい都市づくりを目指そうとするものである。

<取り組み事例>

1. 「児童館運営事業」

(目的)

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進することや、完全学校週5日制の児童の受け皿として、また働きながら子育てをする方の生活支援を行う。

(内容)

(1) 事業内容

佐久市では、「児童館」を地域の児童健全育成の拠点施設として、また地域子育て支援センターとして位置づけ、小学校の通学区毎(10小学校)に児童館を設置し、その充実を図っている。

児童館では上記の目的のほかに、小学生が来館しない午前中を利用して、就学前の児童とその保護者を対象に「児童館午前中開放」や子育ての悩みや不安を気軽に話し合える場としての「子育てサロン」の開催、また各児童館長が家庭相談員を兼務して「家庭児童相談」を行っている。

・事業実績

児童館数～10館

年間開館日数～308日

10館延べ来館児童数～187,733名(1日平均609.5名)

(2) 事業費 75,135千円(平成15年度当初予算)



2. 「子育てサロン事業」

(目的)

都市化や少子化の影響による核家族化の進行、女性の社会進出の増加、家庭の養育機能の低下、地域社会における交流の希薄化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきている。この様な状況を考慮し、乳幼児を持つ母親たちが、気軽に集まって情報交換し、仲間づくりができるような場を提供することにより、母親の育児不安の軽減を図る。

(内容)

(1) 事業内容

市内の児童館（10館）で、小学生が来館しない午前中を利用して、乳幼児を持つ母親と子どもを対象に、親子遊び・子育て相談を行う。

- ・対象～就学前児童と保護者
- ・内容～子育て相談・親子遊び・育児講座・調理実習・子育て講話
- ・スタッフ～保健師1名・保育士4名・子育て専門相談員（嘱託職員）・栄養士1名
- ・日程～ 9：30 受付
10：00 おはようの会
体操・散歩・工作・砂場遊び・プール遊びなど
11：00 手遊び・パネルシアターなど
11：15 さよならの会・子育て相談
11：30 解散・カンファレンス

・平成14年度実績

10児童館で延べ170回開催

延べ参加人数～親3,253人、子ども3,758人、計7,011人

(2) 事業費 5,008千円 (15年度当初予算)



3. 「お兄さんと遊ぼう事業」

(目的)

日頃、親と関わりが少ない母子家庭・父子家庭の小学生を対象に、スポーツ・探検・キャンプ・ものづくり等の遊びを実施し、ボランティア参加のお兄さん・お姉さん(大人)とのふれあいや、集団的な活動をとおして、社会のルールを学び、子どもたちの自立心や社会性を高める。

(内容)

(1) 事業内容

・平成15年度「お兄さんと遊ぼう事業」年間計画

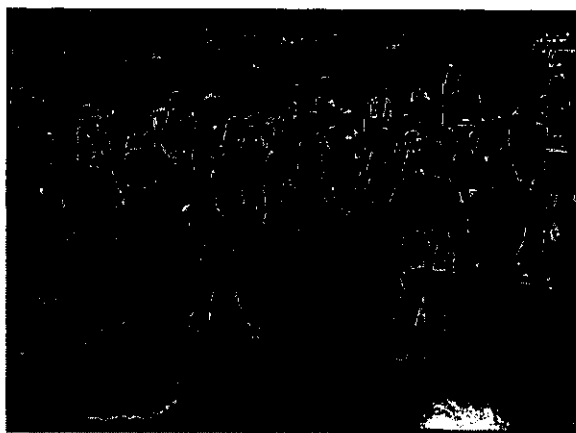
| 回 | 月 日 | 活 動 内 容 |
|------|-----------|---------------------|
| 第1回 | 5月25日(日) | はじめましての会(バードウォッチング) |
| 第2回 | 6月15日(日) | 平尾山探検 |
| 第3回 | 7月13日(日) | カレーオリエンテーリング |
| 第4回 | 8月24日(日) | 千曲川探検 |
| 第5回 | 9月 7日(日) | 秋の運動大会 |
| 第6回 | 10月 5日(日) | 秋を見つけに行こう |
| 第7回 | 11月16日(日) | つくって遊ぼうパートI |
| 第8回 | 12月14日(日) | 母と子・父と子のクリスマスパーティー |
| 第9回 | 1月25日(日) | 雪と一緒に遊ぼう |
| 第10回 | 2月15日(日) | つくって遊ぼうパートII |
| 第11回 | 3月 7日(日) | ありがとうの会(1年間のまとめ) |

- ・対象者～母子家庭・父子家庭の小学生
- ・お兄さん(ボランティア)～主任児童委員・学生・一般市民・市職員等
- ・平成14年度実績

年間開催数～11回

延べ参加数～ 児童291名 ボランティア271名

(2) 事業費 1,300千円(15年度当初予算)



4. 「佐久市子ども未来館運営事業」

(目的)

21世紀を担う子どもたちが、科学的探究心や自発的・創造的実践活動をとおして、未来への夢を育み、健全な成長に資することを目的とした施設である。

(内容)

(1) 事業内容

佐久市子ども未来館は「未来への創造」進化する宇宙・地球・生命を基本テーマとし、宇宙の誕生、太陽系の誕生、そして太陽と地球の絶妙なバランスによる生命の誕生と進化という悠久の時間の流れをひとつに濃縮した、科学館的要素を持っている施設である。宇宙・地球・生命を基本テーマに延べ床面積が1,000㎡を超える科学展示室を常設し、更に特別企画展を定期的で開催している。プラネタリウムはドーム径が16mという、県内では最大規模で四季おりおりの一般番組や学習番組を投影している。またパソコンによる先端情報体験や来館者自ら参加し、様々な科学実験を体験できる科学実験工房、天体観望会等を開催している。

(2) 事業費

109,903千円(平成15年度当初予算)



5.妊産婦あんしん育児支援事業

(目的)

産科医と小児科医の連携により、妊娠後期から産後およそ3か月未満の育児に関して負担感や不安のある妊産婦を対象に、小児科医等による育児に関する保健指導を受ける機会を提供することにより、育児上の不安の解消を図るとともに、生まれてくる子の、かかりつけ医を早期から確保し、育児不安を早期に軽減・解消する。

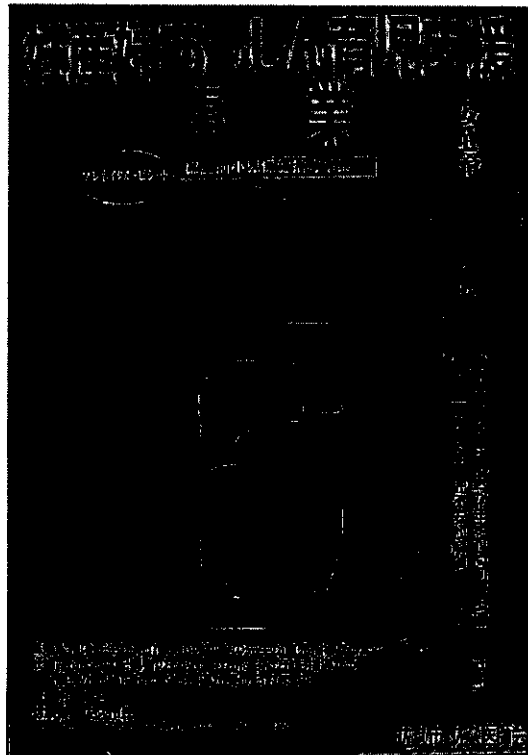
(内容)

(1) 事業内容

妊娠後期から産後およそ3か月未満の育児不安や育児に対する負担感が強い妊産婦に対して、産科医から小児科医に紹介状を渡し、小児科医等による育児に関する保健指導を受ける機会を提供する。

(2) 事業費

342千円(平成15年度当初)



6.母子育児支援事業

(目的)

出生率の低下と核家族化の進行に伴う育児環境の変化による育児不安の増大や虐待等、母と子を取り巻く問題の解消を図るため、乳児期から継続した育児支援事業を実施することで、母親の育児不安の解消を図る。

(内容)

(1) ハローベビー事業（乳児育児支援教室）

同じ月齢の児を持つ親が集まり、健康・育児について学び、さらに遊びを通して親子のかかわりを学ぶ。また、親同士の交流により育児の孤立化と育児不安の解消を図ることを目的に、生後5ヶ月の児を持つ親を対象にして4回シリーズで実施している。

- ・事業内容 保健師・子育て専門相談員による子育ての話。
保育士による親子遊び指導。離乳食指導。歯の相談等

(2) ハローキッズ事業（2歳児教室）

子どもに人生の基礎を築く、大切な時期である2歳前後の時期に、育児について学ぶ場を提供し、また、同年齢の子ども同士がふれあうことで、育児不安の軽減を図る事を目的に、実施している。

- ・事業内容 栄養士、保健師による生活リズムと食事の話。
手作りおやつの試食。絵本の読み聞かせ。身体測定。
体を使った親子体操。育児相談等。

(3) いきいき親子教室（発達支援教室）

1歳6か月児健診等で継続的な支援が必要とされる親子を対象に、継続した発達支援の教室を実施している。

(事業費) 母子保健事業費 25,302千円(平成15年度当初)



佐久市子育て支援施策

15年度

No.1

| No. | 事業名 | 事業内容 | 対象者 | 担当課 |
|---------------------|-------------------|---|---------------------|-----------|
| ・健康診査事業 | | | | |
| 1 | 妊婦一般健康診査(委託券) | 妊婦一般健康診査受診票により妊娠前期に1回、後期に1回県内医療機関にて受診 | 妊婦 | 保健課 |
| 2 | 4か月児健康診査 | 母子保健法に基づき、乳児(4か月児)の健康診査を実施する | 4か月児 | 保健課 |
| 3 | 7か月児健康診査 | 母子保健法に基づき、乳児(7か月児)の健康診査を実施する | 7か月児 | 保健課 |
| 4 | 乳児一般健康診査(委託券) | 乳児一般健康診査受診票(委託券)により県内医療機関にて受診(10か月児健康診査) | 10か月児 | 保健課 |
| 5 | 1歳6か月児健康診査 | 母子保健法に基づき、幼児(1歳6か月児)の健康診査を実施する | 1歳6~8か月児 | 保健課 |
| 6 | 3歳児健康診査 | 母子保健法に基づき、幼児(3歳児)の健康診査を実施する | 3歳児 | 保健課 |
| ・母子保健相談・指導事業 | | | | |
| 7 | 妊婦保健指導事業 | 母子健康手帳交付時に保健相談・指導を実施する | 妊婦 | 保健課 |
| 8 | 出生届出時相談・指導事業 | 出生届時に父親に対し育児等に関する相談指導を行う | 出生届者(主に父親) | 保健課 |
| 9 | 母子のすこやか相談室事業 | 発育、発達、病気予防等母子保健全般にわたる相談指導を年間通して実施 | 市民 | 保健課 |
| 10 | 地区健康相談 | 行政区で行う保健師による健康相談で母子育児相談を実施 | 市民 | 保健課 |
| 11 | 1歳児はがき相談事業 | 1歳に達した時親からはがきにより発達のチェックと相談指導を行う | 1歳児の保護者 | 保健課 |
| 12 | 2歳児はがき相談事業 | 2歳に達した時親からはがきにより発達のチェックと相談指導を行う | 2歳児の保護者 | 保健課 |
| 13 | かしのみ園健康相談 | 担当保健師による健康相談と衛生教育を実施する。 | 通所児の保護者 | 保健課 |
| 14 | いきいき相談(心理相談) | 心理相談員による個別相談・指導 幼児健診時又は予約にて実施 | 乳幼児の保護者 | 保健課 |
| 15 | 妊産婦あんしん育児支援事業 | 育児不安のある妊産婦に対し産科医の紹介により小児科医の育児指導を受けることにより育児不安の解消を図るとともに、かかりつけ医の確保を図る | 28週以降の妊婦と産後およびその配偶者 | 保健課 |
| ・母子訪問指導事業 | | | | |
| 16 | 乳児訪問指導事業 | 乳児(主に第1子)の健やかな発育発達を図るため助産師等の訪問指導を実施 | 生後2か月以内の児 | 保健課 |
| 17 | 産婦訪問指導事業 | 産後2ヶ月以内の産婦に対し健康確認と育児保健指導を乳児訪問に併せて実施 | 産婦 | 保健課 |
| 18 | 乳幼児訪問指導事業 | 医療機関からの連絡、健診・相談後のフォロー、又は訪問指導が必要な乳幼児に対して訪問による相談・指導を実施する | 乳幼児と親 | 保健課 |
| ・母子育児支援事業 | | | | |
| 19 | 産前学級 | 赤ちゃんの抱っこ体験、先輩ママとの交流を通して生まれてくる我が子への愛情を育み親となる意識を高めると共に栄養・保健指導等実施 | 主に初産の夫婦 | 保健課 |
| 20 | 離乳食教室 | 離乳食の作り方の実習指導、試食を実施することで、食事の第1歩である離乳食の基本を学ぶ場とする | 主に第1子の母 | 保健課 |
| 21 | ハローベビー(乳児育児支援教室) | 同月令の児と親が集い健康・育児について学び、遊びを通して親子の関わり、親同士の交流により育児不安の解消を図る | 生後5・6・8・11か月児と保護者 | 保健課 |
| 22 | いきいき親子教室 | 1歳6ヶ月児健診の結果、発達支援や相談が必要な親子に対し母子育児指導、個別相談を実施する | 1歳6か月児から3歳児と保護者 | 保健課 |
| 23 | ハローキッズ(2歳児教室) | 生活習慣の確立に大切な2歳の時期に生活リズム・食生活指導、絵本の読み聞かせ、親子体操の体験指導を実施する | 2歳0か月児と保護者 | 保健課 |
| 24 | 多胎児をもつ親の会への支援 | 佐久市多胎児をもつ親の会(ぼぼたんの会)への助言と支援 | 0か月児から3歳児と保護者 | 保健課 |
| 25 | ダウン症児をもつ親の会への支援 | ダウン症児をもつ親の会への助言と支援 | ダウン症児の保護者 | 保健課 |
| ・歯科保健事業 | | | | |
| 26 | 乳幼児歯科保健指導事業 | 口腔衛生協会歯科衛生士により乳幼児健診等において親に対する歯科指導実施 | 乳幼児の親 | 保健課 |
| 27 | 乳児う歯予防事業(RDテスト) | 7か月健診においてRDテストを使用して、乳児の口腔内の虫歯菌の数の多少を判定し、その結果に基づいた個別指導を実施 | 生後7か月児と保護者 | 保健課 |
| 28 | 1歳6ヶ月児歯科健康診査 | 母子保健法に基づき、幼児(1歳6ヶ月児)の歯科健康診査を実施する | 1歳6~8ヶ月児 | 保健課 |
| 29 | 3歳児歯科健康診査 | 母子保健法に基づき、幼児(3歳児)の歯科健康診査を行う | 3歳児 | 保健課 |
| 30 | 歯の教室 | 口腔衛生状況不良、継続指導が必要な児と親に対し、また教室受講を希望する児と親に対し、歯科医師、歯科衛生士による指導を実施する | 2歳半~3歳児 | 保健課 |
| 31 | フッ素洗口法によるう歯予防事業 | 小中学校児童生徒に対しフッ素洗口(0.2%濃度)によるう歯予防及び啓発 | 小中児童・生徒 | 学校教育課・保健課 |
| 32 | フッ素洗口う歯予防効果判定事業 | フッ素洗口法によるう歯予防の効果判定のため概ね6年に1回歯科検診を実施 | 小6年生対象 | 学校教育課・保健課 |
| 33 | 歯科保健指導医師の委嘱 | フッ素洗口法によるう歯予防事業等市歯科保健事業全般について指導助言をいただく | | 保健課 |
| 34 | 歯の学習会 | フッ素洗口によるう歯予防対策を始め歯科保健の向上を図るため、主に関係者に対する研修会として実施する | 歯科保健関係者 | 保健課 |
| ・母子保健関係交付事業 | | | | |
| 35 | 母子健康手帳交付 | 母子保健法に基づき妊娠中の健康管理と健康増進を図る。 | 妊婦 | 保健課 |
| 36 | 赤ちゃん手帳交付 | 乳幼児の健康の保持増進と育児不安の解消、市事業の周知等を図るため出生届出時に交付する。 | 出生児の保護者 | 保健課 |
| ・思春期保健事業 | | | | |
| 37 | 思春期・赤ちゃんふれあい体験学習 | 中学生が乳児健診の場において乳児の抱っこ体験と母との交流を行い乳児への理解と命の大切さ、思いやりの心を育むための体験学習を実施する | 中学生 | 保健課 |
| 38 | 思春期相談 | 母と子の相談室において思春期に関する相談に対応する | 本人・親等家族 | 保健課 |
| ・予防接種事業 | | | | |
| 39 | 予防接種法による定期予防接種の実施 | 三種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風)ポリオ 麻しん 風しん 日本脳炎を実施 | 乳幼児・児童生徒 | 保健課 |
| 40 | 結核予防法による定期予防接種 | BCG(ツベルクリン反応検査後)の実施 | 乳幼児 | 保健課 |
| ・啓発事業 | | | | |
| 41 | 子育てビデオの活用 | 乳児編(2編)、幼児編により乳幼児訪問時、教室、健診等で普及を図っている | 市民、関係機関等 | 保健課 |
| 42 | 広報・保健だより・FM等による啓発 | 健診、教室、予防接種等のお知らせ、新規事業啓発記事等の掲載「FMさくくら」・健康カレンダー等による啓発 | | 保健課 |
| 43 | 母子保健管理システム事業 | 出生届(赤ちゃん手帳交付)から市が実施している乳幼児健康診査の結果を入力することにより、個人のデータが経年管理でき発達状況の確認ができるまた要経過観察児の追跡管理・指導体制が充実する | 乳幼児健康診査を受診した全乳幼児 | 保健課 |

| 事業名 | 事業内容 | 対象者 | 担当課 |
|--------------------------|---|-------------|-------|
| 31 保育園児歯科指導事業 | 市歯科衛生士によるブラッシング指導を中心とした歯予防事業 | 保育園児 | 児童課 |
| ・公民館育児支援事業 | | | |
| 46 乳幼児学級 | 市内2地区館及び本館において乳幼児と母親同士がつどい、育児について学び、交流し地域におけるつながりを育む 終了後、親子の自主活動グループを結成 | 乳幼児親子等 | 公民館 |
| ・生涯学習課子育て支援事業 | | | |
| 40 思春期の子どもをもつ親のための子育て講座 | 深刻化する最近の青少年の問題に対応するため、思春期の子どもの問題行動等について悩みや不安を持つ親に対してその対処方法などの子育て講座を開設する | | 生涯学習課 |
| 47 就学時健診を活用した子育て講座 | 小学校入学前の子どもをもつ全ての親が参加する就学児健診や母子保健活動の機会を活用した子育て講座の開設 | 乳幼児親子等 | 生涯学習課 |
| 48 親の教育講座 | 明るい家庭づくり、家庭の教育力の向上に向けた親の教育力の向上に向けた親の教育講座講演会を開催 | 市民 | 生涯学習課 |
| ・子育て支援事業 | | | |
| 49 子育てサロン事業 | 子育て真っ最中の親の育児不安の軽減を図るため、親子が気軽に集まって遊びながら情報交換をしたり、悩みを相談できるよう、全児童館で月2回開催(年170回程度) | 幼児親子等 | 児童課 |
| 50 子育て講演会 | 子育てをテーマに講演会を開催する | 子育て中の親・関係者 | 児童課 |
| 51 育児講座事業 | 子育て不安の軽減と育児知識の普及を図るため児童館で子育て講話・料理講習を開催する | 幼児親子等 | 児童課 |
| 52 子育て専門相談員の設置 | 育児経験豊富な地域住民から相談員を委嘱し、育児相談・指導にあたる | 乳幼児の保護者 | 児童課 |
| 53 佐久市子ども特別対策推進員の設置 | 市が子ども特別対策推進員を設置し常時子育て相談指導に対応 | 市民 | 児童課 |
| 54 家庭児童相談室運営事業 | 児童課及び全児童館(館長が相談員を兼務)で子どもに関する様々な相談に応じる | 児童及び関係者 | 児童課 |
| ・心身障害児対策事業 | | | |
| 55 母子通園訓練事業 | 心身障害児母子通園訓練施設(かしのみ園)において保育、訓練、及び健全な母子関係の形成を援助・指導する | 心身障害児と親 | 児童課 |
| ・母子父子家庭支援事業 | | | |
| 56 お兄さんと遊ぼう事業 | ボランティアのお兄さんやお姉さんとの交流や集団活動を通して、社会のルールを学び、子どもたちの自立心や社会性を高めることを目的に、月1度開催 | 母子父子家庭の児童 | 児童課 |
| 57 ・子ども未来館運営事業 | 子どもたちの科学的探求心や自発的、創造的実践活動を通して、次代を担う子どもたちの未来への夢を育み健全な成長を図るための事業 H15.1末現在 入館者累計 144,645人 | 幼児から大人 | 児童課 |
| 58 ・児童館運営事業 | 児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする目的で、市内10小学校区全てに児童館を設置。地域の子育て支援センターとして、また、学校完全週5日制の受け皿として各種の事業・行事を実施する。 | 小学生 | 児童課 |
| 59 ・児童館午前中開放事業 | 全児童館を、小学生が利用しない午前中保護者同伴の就学前児童に安全な遊び場として開放 | 保護者同伴の就学前児童 | 児童課 |
| ・児童保育事業 | | | |
| 60 公立保育所運営事業 | 公立保育所11園の運営事業 | 公立保育園 | 児童課 |
| 61 私立保育所委託事業 | 私立保育所への運営費の補助事業 | 私立保育園 | 児童課 |
| 62 障害児保育事業 | 集団保育が可能な保育に欠ける障害児を保育所で受け入れる事業 | 就学前児童 | 児童課 |
| 63 長時間保育事業 | 保護者の就労等により通常の保育時間を超えて保育を実施する事業 | 就学前児童 | 児童課 |
| 64 乳児保育事業 | 働く保護者の就労と保育を支援するため生後4か月目から乳児を受け入れる事業 | 乳児 | 児童課 |
| 65 一時保育事業 | 保護者のやむを得ない事情に対応するため臨時又は緊急に児童を保育所に受け入れる事業 | 就学前児童 | 児童課 |
| 66 広域入所保育事業 | 保護者の勤務等の都合により居住地以外の市町村の保育所に児童を受け入れる事業 | 就学前児童 | 児童課 |
| 67 地域活動事業 | 保育事業を通して未就園児、小学校低学年児童、高齢者との世代間交流等を図る事業 | 市民 | 児童課 |
| 68 地域子育て支援事業 | 子育て家庭に対し、育児相談・料理教室・講演会等を開催し、育児支援を行う事業 | 市民 | 児童課 |
| 69 家庭保育事業 | 家庭保育員を設置し、保育に欠ける児童に対し適切な保護を加える事業 | 3歳未満児 | 児童課 |
| 70 ・児童遊園補助事業 | 児童に健全な遊びを与え、健康増進、情操を豊かにすると共に区が児童遊園を設置・補修する事業に要する経費の補助を行う | 区 | 児童課 |
| ・母子福祉事業 | | | |
| 71 児童扶養手当 | 母子家庭等の生活の安定と自立を助け児童福祉の増進を図る | 母子家庭等 | 児童課 |
| 72 母子寡婦福祉資金貸し付け事業 | 県の貸し付け制度の相談及び申請窓口 | 母子家庭等 | 児童課 |
| 73 母子小口貸付事業 | 佐久市母子寡婦福祉会の貸し付け事業 | 母子家庭等 | 児童課 |
| 74 母子家庭等家庭協力員派遣事業 | 一時的に介護保育等のサービスが必要な家庭に派遣する | 母子家庭等 | 児童課 |
| 75 母子家庭自立支援給付事業 | 自立支援教育訓練給付金、常用雇用転換奨励金の支給(15年度新規事業) | 母子家庭の母・事業主 | 児童課 |
| 76 交通・災害遺児等給付金支給事務 | 遺児等を対象に支給 | 交通・災害遺児等 | 児童課 |
| 77 小学校入学励励金 | 市1,000円 社協1,000円分の図書券を配布する | 母子家庭等の入学児 | 児童課 |
| 78 中学校卒業励励金 | 市2,500円、 社協1,000円分の図書券を配布する | 母子家庭等の卒業児 | 児童課 |
| 79 助産施設入所制度 | 保健上必要があり経済的理由により入院助産ができない場合に実施 | 母、妊産婦 | 児童課 |
| 80 母子生活支援施設入所制度 | 配偶者のいない女子等の看護すべき児童の福祉に欠ける場合施設で保護する | 該当する母、及び児童 | 児童課 |
| ・障害児福祉事業 | | | |
| 81 特別児童扶養手当 | 精神又は身体に障害のある満20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的に支給する | 20歳未満の対象児 | 児童課 |
| 82 障害児福祉手当 | 常時介護を要する在宅の障害児に対して支給 | 20歳未満の対象児 | 児童課 |
| 83 障害児手当 | 特別児童扶養手当1級該当児で障害児福祉手当を受給していない児に対して支給 | 20歳未満の対象児 | 児童課 |
| 84 児童補装具給付事業 | 身体障害者手帳所持者に車椅子、装具等を給付する | 18歳未満 | 福祉課 |
| 85 佐久市中心身障害児(者)タイムケア事業 | 心身障害児(者)の介護者が一時的に家庭において介護できない時当該障害児(者)を民間団体又は近隣等に介護を委託する事業(年間200時間以内) | 在宅の心身障害児(者) | 福祉課 |
| ・児童居宅生活支援費 | | | |
| 86 児童居宅介護等事業(ホームヘルプサービス) | 居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う | 18歳未満の対象児 | 福祉課 |
| 87 児童デイサービス事業 | 通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行う | 18歳未満の対象児 | 福祉課 |
| 88 児童短期入所事業(ショートステイ) | 保護者の病気その他の理由により児童福祉施設等に短期間入所し、必要な支援を行 | 18歳未満の対象児 | 福祉課 |

| 事業予算額 | 千円 |
|-------|-----------|
| 総事業費 | 2,026,236 |
| 一般財源 | 840,134 |
| 補助金等 | 1,186,102 |

子育て支援都市宣言

少子化の進行が、21世紀を担う子どもたちの健全育成や、日本の将来の社会経済に大きな影響を与えることが懸念される中で、子どもたちを安心して生み育てることができるようにすることは、都市づくりの基本であり市民の願いである。

そのために佐久市は、子育て支援を佐久市の重要施策の一つとして位置づけ、児童福祉・保健医療を始め、社会教育などの各分野がそれぞれ連携を図りながら様々な事業を展開してきた。

佐久市では、子どもたちの健全育成を図りながら、子育て支援施策をさらに充実させ、市民が未来に希望を持って、安心して子どもを産み育てることができる優しい都市づくりを目指し「子育て支援都市」を宣言する。

平成15年3月25日

子育て支援施策取組事例

【市町村名】 長泉町

(平成15年4月1日現在)

| 人 口 | | 保 育 所 | | 幼 稚 園 | |
|----------|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口 | 児童数（うち就 学前児童数） | か所数 | 定員数 | か所数 | 定員数 |
| 37,833 人 | 5312 人 (3113 人) | 5 か所 | 480 人 | 6 か所 | 945 人 |

<市町村の概況及び特色>

東海道新幹線三島駅、東名高速道路沼津インターチェンジなどの主要交通網に恵まれた好立地のため企業進出が多く、さらに第2東名自動車道インターチェンジ設置決定や県立がんセンターの開院もあり大きく変貌しようとしています。

<子育て支援施策の現状>

乳幼児医療費の助成事業については、就学前までとして補助を行っております。
子育てホームヘルパー派遣事業については、子育て家庭に浸透し利用率も上がって来ています
小学校1、2年生全学級に学校生活支援補助員を配置いたしました。

<子育て支援施策の課題、展望>

人口増加に伴い幼稚園、保育園、小学校の放課後児童館の入園希望者が多く、定員超となる傾向にあるため、将来の人口推計と需要の把握を行い、施策の策定を行います。

(別紙2)

取り組み事例(平成15年度)

1.乳幼児医療費助成事業

(目的)乳幼児の疾病を早期に発見し、適切な治療を受けさせ、もって疾病の慢性化の予防を促進し、併せて保護者の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する医療費を助成する。

(1)事業内容

対象を0才より就学前までとし保健診療分を全額補助する。

(2)事業費

121,828千円(内事務費10,828千円)

2.小学校1,2年生支援事業

(目的)小学校1,2年生の各学級に支援職員を配置し、基本的な生活、学習習慣を身につけさせる。

(1)事業内容

全学級に支援職員を配置し、担任と2人指導体制を確立、きめ細かな指導を行いその充実を図る。

(2)事業費

27,578千円